

# セレマ解約手数料「違法」

## 冠婚葬祭費積み立て

京都地裁判決

冠婚葬祭大手「セレマ」

(京都市)が、会員が将来の結婚や葬儀に備えて費用を積み立てる互助契約を解約する際、多額の手数料を徴収する条項は消費者契約法に違反するとして、NPO法人「京都消費者契約ネットワーク」(同)が条項の使用差し止めを求めた消費者団体訴訟の判決が13日、京都地裁であった。瀬野聡之裁判長は「手数料の算定根拠が不明確」として、条項の使用差し止めと、別に手数料の返還を求めている9人に対しては計約35万円を支払うよう命じた。

冠婚葬祭業の互助契約について、条項の使用差し止

め判決は初めて。同社の条項は、244社が加盟する社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(東京)の標準約款に基づいており、業界全体への影響が予想される。判決によると、同社の互助契約は、1口10万円を100回払いで積み立てるか、1口30万円または50万円を200回払いで積み立てる。途中で解約する際は、支払い回数が10回前後までなら積立金全額を手数料として徴収し、それ以上積み立てている場合も多額の手数料を差し引いている。

訴訟で、同社は「解約によって設備費や会員情報管理費などに損害が生じ

る」などと主張したが、瀬野裁判長は、設備費、管理費とも「解約に関係なく生じる」とし、同社の請求は、同法が定める平均的な損害賠償額にあてはまらないと指摘。「十分な原価計算が行われておらず、(手数料の根拠は)合理的ではない」と退けた。

互助契約の約款は割賦販売法に基づく「前払式特定

取引」の一種で、経済産業省の許可が必要。判決後に記者会見した原告側は「行政で保護されない消費者被害が、司法で保護された形」と評価した。

国民生活センターによると、同様の契約を巡る苦情相談は、解約時のトラブルを中心に昨年度までの10年間で3万件を超えている。

判決を受け、同社は「専門家を交え、今後の対応を検討したい」とし、同協会は「今後の裁判の動向を見守りたい」とコメントした。

生もみど



にしき堂